



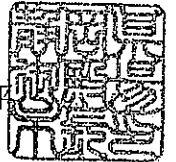
御殿場市告示第 293号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2の規定により準用する同法第54条第4項の規定により県営地域開発関連総合整備事業御殿場かがやき地区について、換地処分の公告があつた日の翌日から、字区域を次のとおり変更することについて、静岡県事務処理特例条例（平成11年静岡県条例第56号）の規定により告示する。

平成 22年 12月 1日

御殿場市長 若林 洋平



1 大字仁杉字野中に編入する区域

大字仁杉字板取畑228の13の一部、大ソリ389の2の一部、394の1の一部、395の1の一部、395の4の一部、396の1の一部、396の2の一部、396の3、397の1の一部、397の2、397の6、398、399の1の一部、399の5、399の7の一部、399の8、400の1の一部、400の2の一部、400の3、401の一部、大字北久原字中尾161の一部、172の1の一部、172の3、172の4の一部、173の1の一部、173の4の一部、173の5、175の一部、176の一部、177の1、177の4の一部、177の5、177の7、177の8、179の2の一部、179の4から179の6までの各一部、180の1の一部、185の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部、大字仁杉字野中231の2、231の4の一部、233の5の一部に隣接する字才木沢の水路である公有地の全部

2 大字仁杉字大ソリに編入する区域

大字仁杉字野中240の一部、241の1から241の3までの各一部、242、243の1の一部、243の2、244の一部、245の1の一部、245の3の一部、261の1の一部、263の1の一部、263の2、263の3の一部、字滝ノ尾482の1の一部、482の2の一部、484の1の一部、485の2の一部、505の1の一部、505の5の一部、505の7の一部、527の1の一部、540の3の一部、540の11の一部、541の2の一部、542の一部、546の1の一部、546の2の一部、546の3、547の3、547の4の一部、548の5、548の6、550の1の一部、550の4の一部、550の7の一部、大字二枚橋字大ソウリ326の9の一部、330の1、330の4、330の5、331の1、331の8、

333の1、333の2、333の5、334、335の一部、336の一部、大字北久原字中尾161の一部、166の一部、167の1から167の3まで、168の1、168の2、169の1から169の3まで、170の一部、172の1の一部、172の4の一部、173の1の一部、173の4の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地等の一部並びに大字二枚橋字大ソウリ326の1の一部に隣接する水路である公有地の一部、大字仁杉字滝ノ尾483の1、483の2の地先の水路である公有地の一部

3 大字仁杉字滝ノ尾に編入する区域

大字仁杉字久根上358の1の一部、361の一部、362の1の一部、362の3、363の4、364の5、365の1の一部、365の2、366の1、367の1から367の3まで、368の4、字大ソリ375の1、375の2、377の1、377の5、378の1、378の5、392の一部、408の一部、410の1の一部、410の3、412の1、412の3、413の一部、417の1の一部、417の2、417の5の一部、419の一部、423の1の一部、450の4から450の6までの各一部、455の2の一部、大字清後字神山大久保582の4、582の6、582の7、字神山600の2から600の5まで、600の7、大字山之尻字一本木1095の3の一部、1109の1、1109の2の一部、1110の1の一部、1111の1、字荊原1395の2、1395の3、1396の1、1397、大字西田中字トチ畑596の一部、597の一部、598の1の一部、602の1の一部、604、字宮ノ上605、大字二枚橋字大ソウリ364の1の一部、366の1の一部、366の2の一部、367の1の一部、368の一部、369の1の一部、字野中371の1の一部、371の3の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに大字二枚橋字大ソウリ334、336の地先の水路である公有地の一部

4 大字仁杉字板取畑に編入する区域

大字北久原字池ノ平222の11、字宮上336の3の一部

5 大字仁杉字水口に編入する区域

大字仁杉字上ノ山1047の5、1048の2、大字柴怒田字笠ノ久保500の3

6 大字北久原字中尾に編入する区域

大字北久原字久保畑124の1の一部、124の2の一部、126、127から129までの各一部、130、131、字馬見塚205の5の一部、217の一部、大字二枚橋字西ノ久保436の1の一部、438の一部、440の一部、441の一部、字中ノ原442の1、443の1、443の3、443の14、446の5、448の3及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに大字北久原字馬見塚205の2の一部、215の2、216の1、216の2に隣接する水路である公有地の全部、205の3の地先の水路である公有地の一部、大字二枚橋字大ソウリ316の1、

318の2の地先の水路である公有地の一部

7 大字北久原字久保畑に編入する区域

大字北久原字中尾140の1の一部

8 大字北久原字馬見塚に編入する区域

大字北久原字中尾177の4の一部、179の1、179の2の一部、179の3、179の4から179の6までの各一部、180の1の一部、181の1から181の7まで、182、183から185までの各一部、191の一部、193の1の一部、204の一部、大字仁杉字板取畑223の1、223の9、223の10、225の1、225の2、226の1、226の3、226の6、227の3、228の1から228の4まで、228の7、228の8、228の13の一部、228の14、228の15及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに大字仁杉字野中231の4の一部に隣接する字才木沢の水路である公有地の全部、字野中233の5の地先の水路である公有地の一部

9 大字北久原字砂原に編入する区域

大字北久原字宮上326の4の一部、大字仁杉字板取畑197の一部、203の一部、204の3の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

10 大字北久原字前ノ田に編入する区域

大字北久原字鳥居前362の1の一部、366の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の一部並びに365の4の一部に隣接する道路、水路である公有地の全部、367の地先の道路である公有地の一部

11 大字北久原字鳥居前に編入する区域

大字北久原字前ノ田368の1の一部、字溝頭372の4の一部、375の一部

12 大字北久原字竹ノ内に編入する区域

大字北久原字前ノ田371の一部、字溝頭372の6の一部及び隣接する道路である公有地の一部並びに字前ノ田368の2、368の3の地先の道路である公有地の一部

13 大字北久原字上林に編入する区域

大字北久原字溝頭372の6の一部、374の一部及び字竹ノ内392の1の一部に隣接する水路である公有地の全部

14 大字北久原字溝頭に編入する区域

大字北久原字鳥居前367、字前ノ田368の1の地先の道路、水路である公有地の一部

15 大字二枚橋字大ソウリに編入する区域

大字二枚橋字野中371の1の一部、371の2、371の3の一部、372、374、376の1、376の2、377の1、377の2、378、380の1、380の9、383の2、384の1、384の3の一部、384の4の一部、385、386の1、386の5の一部、386の6、387、388の1、388の2、389の一部、390の1、391の1、393の4、393の6、399の1の一部、字西ノ久保440の一部、大字仁杉字滝ノ尾482の1の一部、大字西田中字トチ畑598の1の一部、598の2の一部、601の1の一部、601の2、602の1の一部、602の2、大字北久原字中尾136の4の一部、144の一部、145の2の一部、146の1の一部、146の2の一部、147の一部、148の一部、149から152まで、153の一部、154、155、156の1、156の2、157の1、157の2の一部、157の3、157の5、157の7から157の9まで、157の10の一部、157の11の一部、158の1の一部、158の2、158の3の一部、159の2の一部、161の一部、162の1の一部、164の1、164の3、165、166の一部、170の一部、201の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

16 大字二枚橋字野中に編入する区域

大字二枚橋字西ノ久保435の1、436の1の一部、438の一部、440の一部、441の一部、大字北久原字中尾148の一部、大字西田中字トチ畑600の1の一部、601の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに大字二枚橋字中ノ原442の1の地先の道路である公有地の一部

17 大字山之尻字一本木に編入する区域

大字仁杉字滝ノ尾460の1の一部、460の4の一部、461の1、461の2、462の7、462の13、463の3の一部、463の4の一部、464の一部、465の1の一部、466の20の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部並びに460の4の地先の水路である公有地の一部

18 大字西田中字トチ畑に編入する区域

大字二枚橋字野中391の2、393の1、410の2から410の7まで、414の2の地先の水路である公有地の一部